

審査基準整理票

処 分 名	大津市ふれあいプラザホール等の使用許可を受けた事項の変更の承認		
根 拠 法 令 名	大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則 (平成10年規則第12号)	(条項)	第6条第1項
基 準 法 令 名	(条項)		
所 管 部 署	指定管理者：浜大津都市開発株式会社 (所管：健康福祉部福祉政策課)		
標 準 処 理 期 間	2 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[使用許可を受けた事項の変更の承認基準] 使用許可を受けた事項の変更の承認に係る審査基準は、大津市ふれあいプラザホール等の使用の許可の審査基準に準じ、大津市ふれあいプラザ条例第4条第2項各号に掲げるホール等の不許可事由に該当しないことを基準とする。なお、同項第3号に規定する「その他プラザの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき及び営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるときとする。</p> <p>参 考 [根拠法令] 大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則 (使用許可を受けた事項の変更等) 第6条 条例第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、ホール等の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出てその承認を受けなければならない。</p> <p>[参考法令] 大津市ふれあいプラザ条例 (ホール等の使用の許可) 第4条 別表に掲げるホール等の施設(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきプラザの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 (3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。